

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

【概要】

【令和2年6月議会関連】

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染者及び感染の疑いのある被保険者が休業を与儀なくされた場合に緊急に傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正する条例を5月1日に専決処分し、6月議会で承認された。

内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給において必要事項を規定し、支給する。

支給対象	被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている方で新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状により感染の疑いがあるため、仕事ができなかった期間がある方
支給日数	仕事をする事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事ができない期間のうち勤務を予定していた日
1日あたりの支給額	(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3で計算した額
適用期間	令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で仕事に就くことができない期間(入院等が継続する場合は最長1年6か月まで)

【改正内容】

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (被保険者資格の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>3 <u>給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u>とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>5 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>6 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (被保険者資格の特例)</p> <p>2 (略)</p>

一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けことができた傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用する。